

○八千代市空家バンク実施要綱

制定 令和 4年 2月10日告示第 26号

(趣旨)

第1条 この要綱は、官民が連携して空家等の利活用を促進し、空家等の減少並びに移住及び定住の促進による地域の活性化を図るため、八千代市空家バンクについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 個人が所有する市内に存する一戸建ての住宅又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の3に規定する兼用住宅であって現に居住の用に供されていないもの（建築後に一度も使用されたことのないものを除き、当該住宅に附属する工作物を含む。）及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、賃貸することを目的として建築されたものを除く。
- (2) 所有者等 空家等に係る所有権その他の権利を有し、当該空家等の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 利用者 市内への移住、定住等を目的として、空家等の購入又は賃貸を希望する者をいう。
- (4) 申込者 空家バンクに空家等に関する情報の登録を受けようとする空家等について、当該空家等の売却又は賃貸を希望する所有者等と媒介契約（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第34条の2第3項の専任媒介契約及び宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号）第15条の9第2号の専属専任媒介契約をいう。以下同じ。）を締結した宅地建物取引業者（宅地建物取引業法第2条第3号の宅地建物取引業者をいう。）をいう。
- (5) 空家バンク この要綱の定めるところにより、申込者から申込みを受け登録した空家等に関する情報を、利用者に対し紹介する制度をいう。

(暴力団の排除)

第3条 所有者等、申込者及び利用者は、八千代市暴力団排除条例（平成24

年八千代市条例第2号) 第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は同条例第9条第1項に規定する暴力団密接関係者であつてはならない。

(登録の申込み等)

第4条 空家バンクに空家等に関する情報の登録を希望する申込者は、八千代市空家バンク登録申込書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 八千代市空家バンク登録シート(第2号様式)

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申込書の提出があった場合は、速やかに、その内容について審査し、登録を受けようとする空家等が次の各号のいずれにも該当しないものであると認めるとときは、空家バンクに空家等に関する情報を登録するものとする。

(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)その他の法令に明らかに違反しているもの

(2) 前号に掲げるもののほか、移住及び定住の促進による地域の活性化を図る観点から空家バンクに空家等に関する情報を登録することが適当でないもの

3 前項の規定による登録を受けた空家等に関する情報の登録期間は、登録をした日から起算して2年を経過する日の属する年度の末日までとする。

4 市長は、第2項の規定による登録を受けていない空家等のうち、空家バンクに登録することが適當であると認めるものについて、その所有者等に対し、空家バンクへの登録を勧めることができる。

(空家等に関する情報の公開)

第5条 市長は、第4条第2項の規定により登録することを決定した空家等について、八千代市空家バンク登録シート(第2号様式)を、市又は全国版空き家・空き地バンクのホームページにおいて公開するとともに、縦覧に供するものとする。

(登録事項の変更の届出)

第6条 第4条第2項の規定により空家バンクに空家等に関する情報を登録さ

れた申込者（以下「登録者」という。）は、登録事項に変更があったときは、遅滞なく、八千代市空家バンク登録事項変更届出書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 変更後の内容を記載した八千代市空家バンク登録シート（第2号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

（取消しの届出）

第7条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、八千代市空家バンク登録取消届出書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

- (1) 所有者等が登録された空家等を除却したとき。
- (2) 登録された空家等の売買契約又は賃貸借契約が締結されたとき。
- (3) 所有者等と登録者との間で交わされた媒介契約が解除されたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか登録者が登録の取消しを希望するとき。

（登録の抹消）

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空家等に関する情報を空家バンクから抹消するものとする。

- (1) 前条の届出書が提出されたとき。
- (2) 空家バンクに空家等に関する情報が登録された後に、当該空家等が建築基準法その他の法令に違反していることが判明したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めるとき。

2 前条第1号の規定にかかわらず、市長は、空家バンクに登録した後で所有者等が空家等を除却した場合において、当該空家等に関する情報の登録を継続することが空家等の解消に効果的であると認めるときは、引き続き空家バンクへの登録を継続させることができる。

（当事者間の交渉等）

第9条 登録者と利用者及び所有者等との間で行う空家等に関する交渉及び売買、賃貸借等の契約その他の行為については、当事者間で全て行うものとし、市は直接これに関与しない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

第1号様式（第4条第1項）

八千代市空家バンク登録申込書

年 月 日

（宛先）八千代市長

所在地

申込者 事業者名

代表者

八千代市空家バンクへの登録を下記のとおり申し込みます。

1 申込みの概要

物件の所在地	地 番 :			
	住居表示 :			
目的行為	<input type="checkbox"/> 売却 <input type="checkbox"/> 賃貸 <input type="checkbox"/> 売却・賃貸			
申込者の詳細	免許証番号	国土交通大臣免許 () 第 号		
		千葉県知事免許 () 第 号		
	担当者名			
	電話番号	— —	F A X	
メールアドレス				
所有者等との契約形態		<input type="checkbox"/> 専任媒介契約 <input type="checkbox"/> 専属専任媒介契約		
		契約締結年月日 : 年 月 日		

2 添付書類

- (1) 八千代市空家バンク登録シート（第2号様式）
- (2) その他市長が必要と認める書類

第3号様式（第6条）

八千代市空家バンク登録事項変更届出書

年 月 日

（宛先）八千代市長

所在地

届出者 事業者名

代表者

登録事項に変更がありましたので、八千代市空家バンク実施要綱第6条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 登録番号

2 変更内容

3 添付資料

(1) 八千代市空家バンク登録シート（第2号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

第4号様式（第7条）

八千代市空家バンク登録取消届出書

年　月　日

（宛先）八千代市長

所在地

届出者　事業者名

代表者

空家バンクの登録を取り消したいので、八千代市空家バンク実施要綱
第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1　登録番号

2　取消理由

所有者等が登録された空家等を除却したため。

登録された空家等の売買契約又は賃貸借契約が締結されたため。

契約締結に至った理由：空家バンク　その他（ ）

所有者と登録者との間で交わした媒介契約が解除されたため。

その他（ ）